

特例適用審査表(措法35①②：居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除)

名簿番号	
------	--

- 1 整理・点検
- あり

なし

(1) 確定申告書への特例適用の記載

☐

☐

(2) 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)の記載・提出

☐

☐

(3) 添付書類(法定添付書類)

譲渡契約締結日の前日において譲渡者の住民票の住所と土地建物の所在地とが異なる場合

戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しその他の書類

☐

☐

で譲渡資産が居住用財産に該当することを明らかにする書類

(4) (添付書類の契約書等で土地と建物の所有者が異なることを把握した場合)

☐

☐

☐

☐

根拠条文等	措法35・措令23・措規18の2・措通35-1～6
-------	---------------------------

2 審査

A 譲渡物件が居住用財産であるか否かの確認(⇒)

審査項目	適	否	審査上の留意事項・審査実績
① 本人が居住していたか?			◆
A：現在の住所() B：売却物件の住所()・B⇒A転居年月日(. .) C：Bの直前の住所()・C⇒B転居年月日(. .) ◆ 居住用財産に該当しない家屋 ⇒ ・特例適用を目的とした入居家屋(一時的な入居家屋) (措通35-6、31の3-2(2)) ・主として趣味・娯楽・保養目的の家屋 ◆ 居住用家屋が2か所以上ある場合(措令23①、措令20の3②) ⇒ 主として居住の用に供している一の家屋のみ適用あり ◆ 判定時期(措通35-6、31の3-9) ⇒ 譲渡時まで居住→譲渡時、転居後譲渡→転居時			
(例外) ② 配偶者や子が居住か?			本人の転勤等の事情解消後、配偶者等と同居すると認められる ⇒ 該当(措通35-6、31の3-2(1))
③ 生計一の親族が居住か?			【添付】(措通35-6、31の3-6(注)2) ☐ 本人の戸籍の附票の写し ☐ 生計一の親族が居住の用に供していることを明らかにする書類 ☐ 売却物件と本人居住物件の家屋の登記事項証明書 【実態面】次のいずれも満たすこと(措通35-6、31の3-6) ☐ 本人が所有者として居住していたこと ☐ 本人転居後、引き続き生計一親族が居住していたこと ☐ 本人転居後、措法31の3・35①(35③における適用を除く)・36の2・36の5・41の5・41の5の2を適用していないこと ☐ 本人が居住する家屋は本人所有の家屋でないこと(例：社宅、賃借アパート) ☐ 生計一の親族が居住しなくなった又は生計別になってから1年以内の譲渡であること
④ 転居は令和2年1月2日以後か?			
⑤ 右記の特例を前年、前々年に適用していないか?			◆ ◆ ◆ 措法35①、36の2、36の5、41の5、41の5の2 ◆ 措法35③は適用があっても可

B 買主と譲渡者の関係確認

⑥ 直系血族でないか?			◆
⑦ 配偶者でないか? (財産分与は措通35-6、31の3-23)			※ 左記の他いわゆる特殊関係者への譲渡にも注意!(措令23②、20の3①三四)
⑧ 生計一親族及び譲渡物件で同居する親族でないか?			◆
⑨ 自己又は親族の経営する同族会社でないか?			

C 譲渡物件の利用状況の判定

審査項目	適	否	審査上の留意事項・審査実績
⑩ 居住用以外の部分はないか？			☐ ☐ ※ 居住割合は ⇒ Dで計算

D 譲渡物件が店舗兼住宅等である場合の居住割合の計算（措通35-6、31の3-7）

（収支内訳書等（不動産所得用又は一般用）、建物見取図等添付書類で確認）

イ 建物

※ 居住割合がおおむね90%以上⇒全部を居住用としても差し支えない！（措通35-6、31の3-8）

a 居住部分	m ²	b その他部分	m ²	c 併用部分	m ²	d 合計	m ²
$a() + c() \times \frac{a()}{a() + b()} = \frac{\text{特例適用部分 (e)}}{m^2}$							
特例適用部分 e() ÷ d() = 居住割合 %							

ロ 建物の敷地

※ 居住割合がおおむね90%以上⇒全部を居住用としても差し支えない！（措通35-6、31の3-8）

f 居住部分	m ²	g その他部分	m ²	h 併用部分	m ²	i 合計	m ²
$f() + h() \times \frac{e()}{d()} = \frac{\text{特例適用部分}}{m^2}$							
特例適用部分() ÷ i() = 居住割合 %							

E 土地等のみの譲渡

審査項目	適	否	審査上の留意事項・審査実績
⑪ 家屋を取り壊していないか？			◆ 次のいずれの要件も満たす必要あり（措通35-2）。 ☐ 家屋の取壊し後1年以内の契約、かつ、居住の用に供さなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡 ☐ 契約締結日まで他の用途に供していないこと
⑫ 土地所有者と家屋所有者が異なっていないか？			◆ 次のいずれの要件も満たす必要あり（措通35-4） ☐ 土地は家屋とともに譲渡されている必要あり ☐ 両者の関係⇒ 親族関係and 生計一and 同居（判定時期⇒譲渡時） ※ 転居している場合の判定時期 ⇒ 親族関係と生計一（転居～譲渡時）、同居（転居直前） ◆ 家屋所有者の控除不足額（3,000万円に満たない金額）⇒ 3,000万円を限度に土地所有者に適用可（措通35-4（注）2） ◆ 敷地所有者が特例を適用している場合 ⇒ 家屋の譲渡損につき措法41の5、41の5の2の適用不可（措通35-4（注）3）
⑬ 庭先の譲渡でないか？			※ 建物取壊し跡地 ⇒ ⑪で判定
⑭ 建物の一部を取り壊していないか？			残存した部分が機能的に見て独立した居住用家屋と認められるような場合は適用不可（措通35-6、31の3-10）⇒
⑮ 建物を引き家していないか？			引き家 ⇒ 適用不可（措通35-2）

F その他

⑯ 家屋を共有とするための譲渡でないか？（措通35-6、31の3-11）			他の者と共有にするための譲渡、共有持分の一部の譲渡⇒ 適用不可
--------------------------------------	--	--	---------------------------------

G 他の特例との関係

⑰ 次の特例と重複適用していないか？ 所法58・措法31の2・33～33の4・34・34の2・35の2・35の3・36の2・36の5・37・37の4・37の5・37の6・37の8 ※ 措法35①（35③を除く）、36の2、36の5、41の5、41の5の2の特例を前年、前々年に適用している場合には、適用不可（A⑤）			譲渡資産が居住用部分と非居住用部分とから成る家屋の場合 ⇒ 非居住用部分につき措法33、33の2①、37又は37の4の規定の適用を受けても居住用部分については本特例の適用可（措通35-1） ※ 措法35③の適用もある場合⇒重複適用は可能であるが、特別控除額は1項と3項を通じて3,000万円を限度とする（措通35-7） ※ 以下の控除及び特例の適用判定は3,000万円特別控除前で行う 寡婦・ひとり親・勤労学生・配偶者（特別）・扶養・基礎 住宅取得等資金の贈与税の非課税 ※ 措法41（住宅借入金等特別控除）及び措法41の19の4（認定住宅新築等特別税額控除）との重複適用は不可！（措法41②③、措法41の19の4①②）
---	--	--	--

判定		
適	要 説明	否